

裁判員経験者の意見交換会議事録

司会者：裁判員制度が施行されて7年ぐらいになりますが、審理として工夫が足りないところも多々あるかと思います。また、裁判員になられる国民の皆様の方でも、裁判員の仕事はどんなのかということで、いろんな御不安を抱えておられる方もいらっしゃると思います。

ですので、本日は、これから裁判員になろうとされている方々の不安を少しでも解消するとか、裁判のあり方をもっともっとよくするために、皆様から貴重な御意見を承ります。どうぞよろしく願いいたします。

では、一言ずつで結構ですので、簡単な自己紹介をお願いします。

裁判員経験者 1：裁判員制度には以前から関心があったので、抵抗なく参加することができました。ただ、昨年11月、最初に大きな封筒が届いたときは、勤め先での嘱託契約の直前でしたので、果たして、思うようにまとまった休みがとれるかどうか、そのことだけが気がかりでした。延べ2週間、全6日間の公判を経験しました。

司会者：ありがとうございます。では、2番の方、お願いします。

裁判員経験者 2：私が経験したのは、去年の6月でした。裁判所に来たときに、コンピューターで裁判員6人が選ばれて、それに入っていなかったのではと思ったんですけども、補充裁判員に入りました。裁判員よりは少しは気が楽かなという思いでおりました。

司会者：では、3番の方、お願いします。

裁判員経験者 3：自分の参加した事件は、量刑を決めるものだったので、ほかの事件を担当された方はどういう状況だったのかなという興味もありまして、今日は来させていただきました。

司会者：では、4番の方、お願いできますか。

裁判員経験者 4：私も1番さんと同じ事件で、3カ月ほど前に参加させていただきました。私も補充裁判員でしたので、気持ちは楽だったかなというふうに思

います。ですが、いろいろ意見も言わせていただいて、裁判員と同じような形で参加できたかなというふうに思っています。

司会者：5番さん、お願いできますか。

裁判員経験者5：裁判をしたのが2年ちょっと前なので、記憶を手繰らせながら参加したいと思います。よろしくお願いします。

司会者：それでは、検察庁のほうから自己紹介をしていただけますでしょうか。

澤本検察官：本年4月に神戸に参りまして、第2刑事部の立会いをさせていただいております。本日は、厳しい御意見も含めて参考にしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

司会者：では、弁護士会からお願いします。

河端弁護士：弁護士会から参りました。裁判員裁判は、これまでに3件ほど経験したことがあります。本日は、皆様の御意見を聞かせていただいて、今後の弁護活動に役立たせることができればと思っただけで参加いたしました。よろしくお願いいたします。

司会者：では、裁判官、お願いします。

畑口裁判官：今日は、思ったことを気軽に率直におっしゃっていただけたらと思っております。検察官も弁護士も、裁判官もそうですけれども、今後、よりよい裁判員裁判を実施していくために、ぜひ参考になる辛口の御意見をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

司会者：最後になりました。今日の進行役を務めさせていただきます佐茂といいます。どうかよろしくお願いいたします。私からは、皆さんの活発な御発言を期待するという事に尽きます。

では早速、本日の話題に話を進めていきたいと思っております。今日は、大きく5項目の話題に触れたいと思っております。1つ目が、裁判員・補充裁判員を御経験しての感想。2つ目が、検察官、弁護人の法廷での活動についての忌憚のない御意見、御指摘をいただく。それから、大きく言えばその中に入ってくるんですが、3つ目として、今日お越しいただいた方の担当された事件は、いずれも医

師の証人尋問をしておりますので、尋問の内容や方法がどうだったかというところの御意見も伺おうと思っています。4番目に、裁判所、裁判官側の対応や進め方がどうだったかということについても、厳しい御意見を承ることができればと思います。最後に、皆さんが裁判員制度にどういう意義を見出していたかという点をお話しいただければなと思っています。

では、早速ですが、話題事項の1つ目、裁判員・補充裁判員を御経験されての感想ということで、選ばれる過程で思われたこととか、心配事、どういう思いで臨まれて、どういう思いで裁判員・補充裁判員としてのお仕事をされて、終わった後にどのようなお気持ちを持たれたかについてのざっくりとした今の感想を、皆様のほうからお話しいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

裁判員経験者1：参加してみた全般的な感想ですけれども、我々のチームは非常にまとまりがあって、和気あいあいと進んだと思います。3名の裁判官の皆さんが、我々裁判員に対して十分なコミュニケーションを図られていたと思います。休憩のとり方から終わった後のケアまで、十分に説明していただきました。我々の心の負担の問題を第一に考えてもらっていたと思います。特に裁判長は、あらゆる面で気を使っておられましたね。かなり負担の重い日々だったんですけれども、おかげで無事に気持ちよく、延べ2週間を過ごすことができました。本当に有意義だったという一言です。最後に握手をして帰ったんですけれども、終わってからはしばらくは裁判員ロスになりましたね。

司会者：どうもありがとうございました。

すごくいいことをおっしゃっていただいたんですが、もう少し違う視点でも何でも結構です。いかがでしょうか。

裁判員経験者2：まず、日本って、国民性からいって、こういう案件に意見を述べるということがとても難しいのではないかと、それを一番に思ったんですね。それをどのように引き出していかれるのかということに、とても興味があったと言えば失礼なんですけれども、そちらのほうが大きかったです。

1番さんと一緒に、最初は緊張しましたがけれども、私たちも、とても和気あいあいとリラックスしていました。それと、意見を言う前に、自分の思いを書いてホワイトボードに張るという方法で行われたことが本当に画期的で、すばらしいと思ったんです。どなたがどの意見を言ったかを詮索することなく、皆さんが思ったことを書かれて。そういう意味では、裁判員裁判でももちろんですし、日本に必要な意見の引き出し方だったと思っています。

司会者：日本人は、そういう場ではなかなか自分の意見を言いにくい部分もあるけど、それを言いやすいようにしていたんじゃないかということですね。ありがとうございます。

裁判員経験者3：ほぼ同じ意見です。最初は緊張しながら意見を言ったりしてたんですけども、後は和気あいあいと終わることができました。

犯人の方にどうして殺したかを聞けるのかという話になったときに、裁判官がどうぞ聞いてくださいとおっしゃったんですね。それも、そういうことを聞いていいんだと驚きました。

司会者：ありがとうございます。

裁判員経験者4：私のほうも、すごく和気あいあいとした雰囲気の中でやらせていただいたので、初めに思っていたような負担は正直感じなかったです。事件自体も、責任能力等を問う裁判でしたので。裁判の種類によって負担がどの程度になるのかというのは、自分のときの裁判だけでは判断できないのかなと思うんですけど。意見を言う方もいれば、なかなか言えない方もいる中で、裁判長がいろいろと非常に気を使って振っていただいたので、ざっくばらんに意見を言わせていただけたかなというふうに思っています。そういう意味では、すごくよかったかなというふうに思います。

司会者：ありがとうございます。

裁判員経験者5：私たちが担当した事件はちょっと特殊だったんですけど、裁判長さんとか、ほかの裁判官の方たちと協力しながら有意義に、ああ、こういう意見もあるんだなということを話し合いながら進めていけたので、よかったな

と思っています。

司会者：ありがとうございます。

今のところ、すごくよかった、和気あいあいとして一体感があって、話がしやすかったというような、ある意味、裁判所にとってはありがたい御意見なんですけれども、そうはいつでも、そう楽な職務ではなかった部分もあったのではないかなと思います。この点はやっぱりしんどかったなと思われた点はありませんか。途中で疲れたとか、ちょっとわかりにくくて考えるのがしんどかったとか、何か思われたことはありますか。裁判員としての負担感がもしあれば、おっしゃっていただきたいんですよね。

裁判員経験者4：私の場合は、裁判員に参加する場合は休みをとれるという制度が職場にありましたので、正直、個人的には、それほど負担は感じなかったです。日程的にも、仮にそれが長くなったとしても、私は、それほど負担は感じなかったと思います。ですが、同じチームでやっているメンバーの中には、自分の公休を全て使って来てるという方も結構おられたので、そういう方々にとっては、休みの日は裁判に来て、裁判が終わったら仕事にも行かなければならないという中でやっていくのが結構大変なのかなと思います。自分が本当に参加したいと思っている裁判であるとか、そういう興味があればいいんですけど。企業に対しても説明会をされて、公休などの制度が取り入れられているとは思いますが、それこそ法的に、公休というか、別な休みとしてとれるようなシステムを作る方向に持っていってもらえるものいいのではないかなというふうに感じました。

司会者：なるほど。仕事との兼ね合いで、そう簡単ではないということですね。勤め先のほうも、完璧に対応してくれているわけじゃないような中で、御苦労されている方がいたという感じです。ありがとうございます。

ほかの方はどうですか。例えば、法廷での審理がちょっとしんどかった、長かったとか、もうちょっと休憩が多かったらよかったのにとかでも結構です。何かありませんか。

裁判員経験者 1：評議の進め方に入っていくんですけども、我々は素人で、一般市民が初めて法廷を体験した後、すぐに評議室に帰って評議したんで、少々、興奮状態にあったんです。で、裁判長に、順に意見を述べて、意見を述べた都度、裁判長から一言、二言あるんです。その意見を述べ終わった後、2人の裁判官が、理路整然と冷静にお話しされたんですね。それで、何でこんなに冷静に考えられるんですかと裁判長に聞いたんです。そしたら、公判前整理手続というものがあって、何回も法曹三者で話し合っただけで、事件がもう頭に入っているんで、整理ができて、お話ができていくというふうに聞いたんです。ほかの方はどうかわかりませんが、それを聞いてから、急に、発言にブレーキかかったんです。これは、ちょっとつかないことを言えないなど。ただ、私の視点、私の言葉で参加しますというキャッチフレーズがありますので、発言しないのはどうかとも思ったんですけども。

司会者：なるほど。裁判員の方と裁判官とで、情報量といいますか、事件に対する距離がちょっと違う中で、裁判員のほうはどういうふうに話をしたらいいんだろうかと立ちどまってしまったわけですね。

裁判員経験者 1：補足させていただきます。

公判前整理手続は裁判員の負担軽減のため、それから、裁判の迅速化のために必要ということでした。それは当たり前のことなんですけれども、我々市民感情からしたら、最初は戸惑ったところですね。

司会者：ありがとうございます。

そういう点でも大丈夫ですし、ほかの切り口でもいいですけども、もう一方ぐらい、あれば。どなたでも結構ですよ。

裁判員経験者 5：私が経験した事件は、特殊で、もう想像が追いつかないような内容だったので、一応、説明も受けて何となくはわかるんですけど、うーんと頭を悩ませました。その辺が、ちょっとしんどかったなというのがありました。

司会者：担当された殺人事件の中身が、非常に痛ましくて、細かい経緯について

も想像を超えている部分があったというお話ですよ。そこのところは、事件の内容をいかに皆さんに御理解いただくかという点で、裁判官もある程度のこととはしなければいけないと思うんですけれども、検察官、弁護人の力量にもかかってくるかと思えますね。

では、そういう話も出たところで、検察官・弁護人の活動についての話題に移りたいと思います。皆さんには、法廷で、検察官や弁護人の活動を見ていただいたんですけれども、例えば、言葉遣いだとか、配布物の工夫だとか、中身としての説得力の問題だとか、いろんな御感想をお持ちかと思えます。この点について、お聞きしたいと思えます。

裁判員経験者 5：弁護士さんの法廷での言葉遣いのことなんですけど、被告人を守るというのはわかるんですけど、何か友達にしゃべっているみたいだったんですね。例えば、こうやからこうしたんやんなあとか、こういうときはどうしたんとか、ため口で。被告人も、ふーんという相づちで。それがどうしても気になりました。変な話、何か話ができるのと違うかなというふうに思っちゃったんですよ。

司会者：弁護人と被告人との間で。

裁判員経験者 5：そうです。僕らは一般人じゃないですか。僕らから見たら、どうしても、えっ、てなっちゃうんですね。弁護しているのか何かようわからんなあってなっちゃったので、その辺で、ばちばちと決めろというんじゃないんですけど、友達感覚でしゃべるといのはやめたほうがいいんじゃないかなと思えます。

司会者：ありがとうございます。弁護人と被告人の距離感がべたっとしていたという印象でしょうけど、もう少し淡々と冷静にした方が良いという感じですかね。ありがとうございます。

どうでしょう。今みたいな辛口の御意見もあると思えます。御遠慮は要りません。

裁判員経験者 1：我々の法廷では、私の目の前に弁護士の方がいらっしやっったん

です。で、終始、書いたノートを棒読みされておりました。事実には全然争いがなくて、争点は、量刑の軽重だけだったからか、積極的に弁護をする気が薄いのかなと思った次第です。それに反して、検察官もいろいろと冒頭陳述なりされたんですけど、その姿勢に本当に感心しました。滑舌がいいんですね。本当に聞きやすくて、頭に入ってきやすかったですね。ほとんど書類を見ずとも、すっと入ってきました。それを聞いた後の弁護士でしたので、ちょっと落差が大きかったかなと。

司会者：温度差といいますか、伝わり方の違いが歴然としていたということですね。それは、検察官の立場と弁護人の役割について、事前に裁判官から説明があって、その役割的なところも考えてもなお、こういう御意見ですよ。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：ありがとうございます。ほかの方はどうでしょう。

裁判員経験者 3：1番の方と同じで、弁護士の方の声が小さくて、あんまり聞き取れなかったんですね。裁判員になる前のイメージでは、弁護士の方が「異議あり」という感じで被告人を弁護するのかなと想像していたんですけども、量刑を下げる意欲があるのかなと思ってしまう弁護士さんだったと私は思いました。

司会者：ありがとうございます。弁護人から、迫力といいますか、何とか被告人のためにという部分が感じにくかったということですね。

ほかに、配布物の工夫のされ方についても、言葉遣いでも結構です。一般の方にとって聞きなれない言葉をさらっと言っているとかでも結構ですよ。

裁判員経験者 5：検察官なんですけど、こういうふうには殺害しましたという写真が何枚もあったんです。その写真の角度がころころ変わっていったんで、ちょっとわかりにくかったです。見やすい角度もあれば、見にくい角度もあったので統一してくれたほうがよかったなと思います。

司会者：被告人の行為を人形などを使って再現する、その写真を撮る角度がバラバラだったという御趣旨ですよ。

ほかの方はいかがですか。

裁判員経験者 2：私の場合は、被害者の方の右耳に出血があって、病院に搬送されたんですけど、それが脳へのどれくらいのダメージになるかという質問が、検察官からドクターに対してほとんどなかったんです。そのときに、検察官の方から、もう少し何か言うことはないのかなというもどかしさがありましたね。

司会者：なるほど。ひどさというか、被害者の方の辛さ、ダメージの大きさというところを、もっと検察官のほうで出すべきだったんじゃないかなということですか。

裁判員経験者 2：被害者の方は、もうお話ができないので。だから、その辺の追及が足りないのではないかという思いと、耳からの出血がどの程度の脳へのダメージになるのかについて、もう少し何かあったのではないかと。

司会者：ドクターに対して突っ込んでほしかったと。

裁判員経験者 2：はい。私たちは素人なので、耳からの出血がどのようなものかを、私たちにもわかるように説明して欲しかったです。

司会者：耳から出血したということはダメージを示す一つの兆候として出てきたんだけど、法廷では、それについてそれほど説明がなかったということなんですね。

裁判員経験者 4：私も、1番さんが言われたのとほぼ同じ感想です。もうすごく分かりやすかったです。ただ、弁護士と検察官にちょっと差があったというのは感じています。

あと、一つ思ったのが、証拠品に関してです。私たちが担当した事件では、事件当時のICレコーダーがありましたので、その内容、どんな言い方か、犯人とのやりとりの声のトーンとか、そういうのが聞きたかったなと思いました。その話をしたときは、検察としては、そこは特にそう重要でないと思ったので、多分、証拠として持ってきていないのではということだったので、検察と裁判所、弁護士の中で必要と思ったものだけが証拠とされて、そこからこっ

ちで判断しなさいと言われて、判断材料が狭まるなと思いました。どうしても必要やったら持ってきてもらえますよとは言われたんですけど、そこまではなかなか言えなかったところもありますので。必要ないと思う証拠でも、いろいろ持ってきておいていただくと、こっちからも、これをもうちょっと見たいとか、知りたいと言わせてもらえるのかなという感じはしました。多分、必要なかったんだと思うんですけど、市民として裁判員に参加する以上は、そういう配慮もいただきたかったかなというふうにちょっと感じました。

司会者：多くの方が感じるであろう関心に、もう少し応えるような準備を。

裁判員経験者 4：そうですね。多分、専門家の方は、我々の関心のベクトルとはちょっと違う部分もあるとは思いますが。ずっと専門で事件を担当されている方と、今までニュースぐらいでしか聞いたことがない方とでは、知りたいことの違いはあるのかなとは思っています。

司会者：当時のやりとりの録音があるや否やという話があったんですね。

裁判員経験者 4：そうです。被害者の方が、予防のためにICレコーダーで録っていたものがあったんです。そのときのやりとりの声のトーンやニュアンスによっても、何か殺意を抱くほどの怒りなのかどうかの判断材料になるかなと。文字だけではわかり得ないところがあったので、聞かせていただきたいなというふうに思ったところがありました。

司会者：わかりました。

裁判員経験者 1：ちょっとくどくなるんですけども、4番さんが言われたことは、非常に重要なことだと思ったんですね。被害者が録音していたボイスレコーダーの声が聞きたいと、我々も、もうちょっと強く言ったらよかったですけど、まあいいかなという、その残念な気持ちはよくわかります。

司会者：なるほど。わかりました。

では、弁護士からも、今後の材料になるような質問があればしてください。

河端弁護士：非常に貴重な意見、ありがとうございます。

追加で教えていただければありがたいんですけども、特に1番さんと4番さ

んのところで問題になった，検察官と弁護人のプレゼンテーションの差については，プレゼンテーションをする人の能力の違いだったのか，それとも，それ以外の問題があったのか。こういう点を工夫すればもう少しわかりやすくなるのにとということなど，お気づきの点があれば，ぜひ教えていただきたいと思っております。

3番さんも，声が小さいとか，姿勢の問題というふうにおっしゃっていましたが，それがプレゼンテーション能力からくるものなのか，それとも弁護意欲が感じられなかったということなのか，その辺を，もう少し教えていただければありがたいと思っています。

裁判員経験者3：声が小さいのと，本当に見た目だけの判断ですけど，何か意欲的なところが感じられなかったという，それだけです。

司会者：弁護士は頑張ろうとはしてる，下手ながらも一生懸命やっていたというような印象ではないということですね。

裁判員経験者3：そうです。

司会者：やる気の問題なのか，やる気はあるんだけど上手にやれていないのか，こうしたらいいのにとというアドバイスが欲しいということなので，お願いできますか。

裁判員経験者1：検察官がすばらしかつたのと，ドラマとかの影響からくる固定観念といいますか，弁護士はこういうものであるということなので弁護士さんがどういうふうに話されるかなと期待していたんです。それだけのことなんです。意欲が低いなんていうことは言いません。

司会者：ドラマのようだという期待があったという話ですね。

4番さんは，こうしたらよかったのにとという点がありますか。

裁判員経験者4：こうしたらいいというのは，ちょっと私にはわかりません。弁護士の仕事として，それは明らかに違うだろうと考えられることでも弁護しなければならぬということもあるかと思しますので，それは仕方のないことなのかなというふうに思います。別に，決して，弁護士さんにやる気がなかつ

たというわけではないです。ただ、淡々と進めていたかなという印象で、積極的に被告人を守るという感じは受けなかったんです。

司会者：なるほどね。余り説得力がない中で淡々とやっている印象を受けたということですかね。

裁判員経験者 1：要するに、話し方で、かなり損をされたんだと思いますね。私の目の前2メートルほどのところでノートを広げて、それを一字一句ずらっと読み上げるだけだったんですね。

司会者：イメージとしては、朗々と、多少はノートを見たとしても、目を上げて皆さんの視線を捉えて、訴えかけるような、そういうのを期待していたところがあったんですね。

弁護士の方で、今の御感想を聞いて、何かさらにありますか。

河端弁護士：御指摘のとおりだと思いますので、これから、私自身も含めて、日々研さんして、わかりやすい話し方、わかりやすい裁判員裁判にしていく努力をしていかないといけないなというふうに考えました。ありがとうございます。

司会者：検察官からもあれば、どうぞ。

澤本検察官：先ほどお話があった中で、再現写真が少しわかりにくかったという点などは、今後、改善していきたいと思っております。

I Cレコーダーの関係についても、裁判員の皆様に思うところがあったのに、それを検出、立証できなかったという点は、反省点でございます。ただ、実は、検察官も裁判員の皆様と同じ思いで、被害者と被告人とのやりとりを録音をしたI Cレコーダーは必要なものと考えておりました。ただ、証拠請求をしたら裁判所に却下されてしまうなど、検察官が必要だと考える証拠も、いろいろな事情の中で、お見せできないことになる場合もあります。

証拠の関係ですと、私の担当事件では、けがの状況の写真なんかは請求することなく、本人の言葉や数字で、どのくらいの傷の深さだったといったことを立証した次第です。そういった点で、例えば、けがの状況が言葉ではわかりに

くかったという点があったのか、なかったのか、もうちょっとよく見たかったなという思いがあったりするののかについて、御意見をいただければなと思います。

司会者：皆さん、いかがでしょうか。事件によって、けがの状況が問題になることがありますね。検察官からは、けがの状況については、写真を見ればもっとわかりやすいんじゃないかというお話です。この点は、どういう印象ですか。一般的なところでもいいですし、御自身が担当された事件を念頭に置かれても結構です。

裁判員経験者 2：私の担当したときは、被害者を締めた跡の写真を見てもらいますという言い方されたんです。それは、よかったです。実際に見たんですけど、ドラマと余り変わらなくて、ドラマもクオリティーが高いなあと感じたんですね。やっぱり、見ることは大事であると思っています。

司会者：被害者にタオルを巻きつけて締めた跡の写真をごらんになったんですか。

裁判員経験者 2：はい。跡を見ましたね。

司会者：それを見ると見ないとでは違う部分があるということですね。

裁判員経験者 2：はい。違うと思いますね。

司会者：例えば、もし被害者が亡くなっていて、御遺体になっていたらどうですか。

裁判員経験者 2：・・・慣れという言い方は不謹慎ですけども、テレビでも、かなりクオリティーが高いという思いもありますし。税金と一緒に、やっぱり裁判員の通知が来たら受けるほうが望ましいという思いなんですけれども。ただ、そのままのものを見るということは、今聞かれて言葉に詰まったんですけどね。

司会者：お気持ちはわかります。

裁判員経験者 2：ただ、裁判員を一回受けたら、5年間は辞退できると聞いたんですけれども、5年以内にまた通知が来たら、やっぱり受けてみようという思

いです。

司会者：なるほど。

検察官からの質問は、傷の写真を証拠として皆さんにご覧いただくことについて、何か思うところ、感じるところがあるかどうかということですよ。

裁判員経験者 5：写真が一番わかりやすいんですけど、やっぱり、血とかが苦手な人もいると思うんですよ。絵とかにするのもいいんじゃないかと思いますね。

司会者：人によっては、負担に感じる方もいらっしゃるんじゃないかということですね。わかりました。

それでは、続いて、医師の尋問をどう見たかという点について伺っていきたいと思います。

1番さん、4番さんの事件では、精神科医に法廷まで来てもらって、スライドを見せてもらって説明を受けたのですね。2番さんの事件でも、精神科医を法廷に呼んで、説明を受けたのですね。3番さんの事件でも、被告人の記憶に若干曖昧な部分があったので、精神鑑定はしていたようで、その点の説明をしてもらおうということで、やはり精神科医を呼んで話を聞いております。5番さんの事件については、どのように被害者を死なせたのかというところがよくわからないということで、死体の解剖などをよくされている医師の証人尋問をして、どうして被害者が死んだのか、どんなことが起こったのかを聞きました。

いずれも、精神科医なり解剖学関係の医師なりを尋問しましたので、そのところに絞って思い出していただいて、皆さんの目から見て本当にわかったのかどうかをお聞きしたいと思います。医学という専門分野での話ということで、興味は湧くんですけども難しい話をされたり、言葉がわからないと頭に入ってこないというようなこともあり得る話ですね。ですので、プレゼンテーションをしてもらおうというやり方がいいのか、検察官や弁護士から質問をして答えてもらおうやり方がいいのか、やり方ではなく内容でも何でも結構です。医師の話が頭に入って、判断の材料になったのかどうかについてお話しただけ

ばと思います。

裁判員経験者 4：精神疾患についてのプレゼンテーションだったので、内容が難しいなと思いました。私も医療関係の仕事をしているので、比較的理解できるほうだとは思いますが、その私でも、精神疾患についてはなかなか理解しがたいものがあるので、そういうのに携わらない方々がぽっと聞いて、言っている内容が理解できるのかということ、いろいろ思うところがあります。精神疾患についての医師の話は、ある意味での特殊なプレゼンテーションになります。私が聞いていてもやっぱり難しいので、一般の方が、ああそうなんだというふうに受け入れるのは難しいかなと、個人的には感じました。

司会者：実際にご覧になった医師のプレゼンテーションなんですけども、医学的な知識がおありの方でさえそうなんだから、裁判官もそうですけども、一般のそういう知識のない人だと、多分頭に入っていないだろうなという印象だったんですか。

裁判員経験者 4：そうですね。私が研修で聞いてもあんまり理解できないところもありますので。医師が関係者に向けて説明するような感じのプレゼンテーションだったなというふうに感じたので、もっとわかりやすくしてもいいのかなと思いました。

もう一つ、その裁判の中で、医師の説明があった後に被告人質問があったんですが、被告人質問をする前は、あれほど被告人の精神疾患が強いとは思っていませんでしたので、医師の説明もそれなりに聞いていたんです。ですので、被告人質問の段階になって、もうちょっと詳しく聞いておけばよかったなというのがありました。医師の話を聞いた後で被告人質問をした方がいいのか、その逆がいいのかというのは、正直言ってわからないんですけどね。逆になった場合に逆の考え方が出るのかもしれないので。ただ、今回の流れの中では、被告人の状態を見てから医師の説明を受けたほうが、もう少し頭に入ったのかなというふうに感じました。

司会者：なるほど。リアルなイメージをもって、ここが問題だというような前提

があった方がよいという順番の関係もあったんですね。

事件によって、あるいは証人によって、中身もやり方も違っていたようなんですけど、皆さんのほうで、法廷で医学の話をされたときにどういうふうに思ったかですね。興味深く聞けたのであればいいんですけど、何となく通り過ぎたような感があるのか、いかがですか。

裁判員経験者 2：ドクターと看護師さんが来られて話を聞いたんですけども、やっぱり、耳からの出血についての説明がわかりにくかったと感じています。

司会者：2番さんの事件では、耳からの出血問題もあったと思うんですが、被告人の精神状態もやはり法廷で問題になりましたよね。アルコール依存による脳の萎縮だとか、気分変調だとか、うつだとか、そういう話があったと思うんですけど、そのあたりは理解できましたか。

裁判員経験者 2：それは理解はできました。

司会者：それは、精神科医の説明がわかりやすかったということですか。

裁判員経験者 2：脳の萎縮によりどうしてもそういう言動になる、というのがありますので。だから、そこはわかったんですけども。

司会者：2番さんも医学的なお仕事をされているんですか。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：その精神科医の説明は、2番さんだからわかったのか、それとも、全然医学的知識がない方でもわかったのかについて、どうですか。

裁判員経験者 2：脳の萎縮とか、アルコールとか、そういうのはわかると思います。ただ、検察官の方からは、脳波の検査をしたのかどうかといった点では何も追及がなかったですから、どの程度のダメージがあったかがわからない。

司会者：その点についての法廷での説明が足りなかったということですね。ありがとうございます。

5番さんの事件でも、殺害方法が問題になって、医師の説明があったかと思うんですけども、どうお聞きになりましたか。質問して答えるという形式でしたよね。検察官や弁護人の質問がちゃんとしていたか、それに対する医師の受

け答えが我々向けだったか、どう感じておられましたか。

裁判員経験者 5：そのときは、ちょいちょい医学用語が飛び出していたんですけど、それについては、一個一個説明してくれていたんで、大丈夫でした。ただ、どうしてもメモをとるのが追いつかないことということがあったので、医学用語とかが出てきたときは、この用語はこういう意味ですよというメモみたいなものがあつたほうがわかりやすいなと思います。

司会者：なるほど。説明されても残らないので。

裁判員経験者 5：聞いたことがないような言葉なので、時間がたったら忘れちゃうんですよね。紙に記されていたら、わかりやすいので。

司会者：医学用語説明メモみたいなものがあればな、とこういうことですね。

3番さんの事件でも、精神科医が出てきて証言されていましたよね。その説明を聞いたりスライドを見ていて、どう感じましたか。

裁判員経験者 3：まず、長い日数をかけて精神鑑定のようなことを被告人にするんだなというふうに思いましたね。そこまでそういう鑑定をしなければいけないんだなという、逆にそういうふうにちょっと思っていました。

司会者：すごく丁寧だな、みたいな印象がまずあつたと。それで、医師の説明を聞いて、スライドを見て、どのよう感じましたか。

裁判員経験者 3：あまり。こういうことまでするんだなというばかりですね。

無罪を主張していたりしたら、本当にこの鑑定で足りているのかとか、そういうことに目が向いたんだと思うんですけど。

司会者：別にそこが大きな問題になっているわけでもなく、念のためにやっていたようで、そんなにインパクトをもって見えていなかったと。

裁判員経験者 3：手続上、そういうふうにしてののかなみたいな。

司会者：ざっくりばらんに言えば、何のためにやるのかなという感じですね。わかりました。

医学的知識のない一般の方にも医師の説明をわかりやすくするためにはどうしたらいいのかという点なんですけども。例えば、方法として2つあつて、医

師がスライドで説明した後に適宜質問するやり方と、最初から検察官や弁護人が質問して、必要なところを引き出すというやり方ですけども、皆さんから見て、最初に医師の説明があったほうがいいのか、それとも必要なところを検察官や弁護人が質問して聞いたほうがずっと入るのか、そのあたりの印象がもしあれば教えていただけますか。

裁判員経験者 1：医師の証人の話が専門的になるというのは、これはやむを得ないと思うんです。私は全く門外漢でわからないんですけども、ただ、妄想・幻聴・心神耗弱・心神喪失などがキーワードになったんです。昨今、こういう事件が多いんですね。責任能力について考えるという事件がほとんどだと思うんです。今後はますます増えていくと思われまますので、裁判員が判断しやすいようにかみ砕いた説明がほしいですね。ただ、我々の場合は、裁判長からそれぞれの文言について詳しく説明があったので、判断できたと思います。

司会者：これからどんどんそういう場面が増えてくるから、もっともっと工夫しないといけないよという感じですね。

この点、検察官としては、積極的に説明をする立場に立つ場合もありますよね。証人を呼んで医学的な話をしてもらわなければいけないわけで。そのあたりで、対裁判員の方々という前提で、わかりやすく、何とか御理解していただくための工夫は考えておられるんですか。

澤本検察官：今お話にあったような、専門用語をわかりやすくかみ砕いて医師に証言していただいたり、スライドがあるのであれば、そこでも説明してもらおうべく努力はしているつもりなんですけど、やはりまだちょっと足りていないといえますか、初めてそういった情報に接する方にはわかりにくいところが多々残ってしまっているのかなと。そのあたりをさらに努力しなければいけないと思っていて、まさに今御指摘いただいた御感想が、それを示しているなと思います。

司会者：辩护人サイドとしては、裁判員の理解という点で、何か考えているところはありますか。検察官が連れてきた精神科医の場合も多いと思うんですけど

どね。

河端弁護士：検察官が連れてきた精神科医のプレゼンテーションについては、そもそも可能かどうかという点で議論の余地があるとは思いますが、事前に、検察官と弁護人の前で医師からプレゼンテーションをやっていただくようなことをすれば、少しは裁判員にわかりやすいものができるのかもしれないという気はしますね。我々弁護士としても、当日いきなりプレゼンテーションを見ることになってしまうと、そこで初めて知るようなことも出てきますし。事前に一度プレゼンテーションを見ていけば、専門用語などがある場合に、ここはこういう形で進めてくださいという話がしやすいので。それをせずにプレゼンテーションが流れて行くと、途中で出てきた専門用語について追跡不能になってしまって、理解が難しいということもあるのかなという気はします。どういうやり方がいいのか、工夫の余地があるという気がします。

司会者：裁判官としてはどうですか。

畑口裁判官：医師は、一般の人である患者やその御家族に普段から説明をしているわけだから、そういう説明ってきっと上手なんだろうと思っていたんですけども、実際に法廷で話を聞いてみると、そうじゃないケースも多いなという感じはしています。裁判官としても、わかりやすくしてくださいよという話は、事前に口を酸っぱくして言っているんですけど、そのプレゼンテーションの中身を裁判官が事前に見るわけにはいきません。裁判員の方と一緒にその場で初めて見ることになりますので、なかなか難しいところです。貴重な意見をどうもありがとうございました。

司会者：法廷でわかりにくいことがあったというお話をいただいたところですが、では、その後の評議などでの裁判所・裁判官の対応に話を変えていきたいと思えます。

最初の御感想のところでは、随分とよいお話をお聞きしたんですが、それでも全く御不満がなかったわけじゃないと思うんですよ。そういうところを、ぜひお話いただければと思うのが、本日の話題の4つ目です。

基本的には、法廷での審理を前提として、評議において裁判長から皆さんに説明しているかと思うんですが、説明の内容や評議の進め方についての御意見を、ぜひ辛口でお願いできればなと思います。いかがでしょうか。

裁判員経験者 5：そんなにないんですよ。一つのことに対して、結構長いこと、みんなが納得するまで話し合いもしていたので、別に不満はなかったんやね。逆に言うたら、わかりやすいなというのはあったんです。

司会者：時間をかけたということですが、例えば、時間をかけ過ぎだとか、そういうところでの疲労感みたいなものはなかったですか。もう少し早く多数決をとればいいという思いはなかったですか。

裁判員経験者 5：それは全然ないですね。やっぱり時間をかけて話をしたほうがわかりやすいので。ささっといってもうたら、僕らがわからないまま多数決になっちゃうんでね。人の人生がかかっていることなので、時間をかけてやったほうがいいと思います。その辺は、すごくよかったなと思います。

司会者：ありがとうございます。

ほかの方はどうですか。

裁判員経験者 2：みんなで話し合っただけで刑を決めたんですが、その量刑が、裁判所だけで決めた場合とどう違うんだろうというのを気にしてましたね。恐らく、重いほうに振れたのではないかなと。やっぱり、量刑を決めたときに、本当にそれでよかったのかなという思いを、皆さんそれぞれがお持ちだと思うんです。

司会者：なるほど。

裁判員経験者 1：評議室から法廷まで、十数回往復したんですね。最初は邪魔くさいなと思ってたんですが、最後のほうは、気分転換にいいと思いました。

それともう1点、我々は求刑に基づいて話をしたのかなと思ってますが、私個人は、本当にこれに苦しみました。量刑の判断がわからなかったんですね。モニターで量刑の資料を見せられたんですけど、かえってわからなくなった。裁判員裁判はこれからも続いていくと思いますけども、素人が量刑を判断する

というのはちょっと難しいと今でも思っています。

司会者：恐らく、量刑のグラフのようなものを示されたんですよね。それは、皆さんが何年という刑の数字を出すために何か手がかりがないといけないだろうということで、そういうお役に立てばという思いで示していることがほとんどなんです。にもかかわらず、かえって判断が難しくなってしまったという点で、そのときのお気持ちといいますか、難しさの具合というのをもう少し教えていただければと思うんですけど。

裁判員経験者 1：参考にはなりましたが、全く同じ事案なんてあるはずないですよ。ですので、今回のケースは当てはまらなかったです。4番さんはどうですかね。

裁判員経験者 4：まずは求刑が基準になって、それで今回の事件に類似している案件だと何年くらいだという感じで言われた。そうなってきた場合に、結局、この間で決めてくださいっていう枠を決められている感じがしたんですよね。そうした場合、裁判員制度っているのかなって。この量刑で決まっているんだったら、裁判官がポンと決めたほうが早いんじゃないかなという思いがあったんですよね。それこそいろんな人がいるんですから、重いこれくらいの刑が相当だという人もいれば、軽いこれくらいの刑が相当だという人もいる。その意見の中で決めるんだったらいいんですけど、その枠を何かぐっと狭められたのかなということ。

司会者：もう少し自由に。

裁判員経験者 4：もちろん、評議の中で、意見はいろいろと言ったと思うんですけど。

司会者：その思いをその場でぶつけられたりはしなかったのですか。

裁判員経験者 4：言わなかったと思いますね。ただ、そういう縛りがあったのは確かですね。何のために量刑を考えているんだという点で、いまだに悩んでいますね。

裁判員経験者 2：ドクターからの説明は素人でもわかるんですけども、心神耗弱

で執行猶予をつけるかどうかといったことになってくると、素人ですので、市民感情からするとびっくりすることもあるんですね。この辺は線引きが難しいんですけども、それを感じました。

司会者：やはり刑を決めるというところですね。我々として考えなければならぬようなお話が結構出ましたね。

ほかの方はいかがですか。刑を決める難しさの話など。

裁判員経験者 3：私が担当した事件では、死体の遺棄もされた事件だったんですけど、まずは一番重い殺人の罪で考えるということだったんですね。ただ、一般の感情としては、殺された上にばらばらにされたというのを切り離して考えるというのはやっぱりちょっと納得できないという印象はありました。

司会者：裁判官が言っている話と一般の方の感覚が、少し合わないなと思うところがあったということですね。

この点に関連して、裁判官として、皆さんに聞いてみたいというところはありますか。

畑口裁判官：例えば、量刑グラフの関係ですと、こういう相場がありますよというのは見てもらわないといけないかなという感じはしています。ここの裁判所で裁判をしたらすごく軽い刑になったけども、ここの裁判所で裁判をしたら同じことなのに倍以上の刑になりましたということになると、やっぱりまずいですよね。ですので、我々が裁判員裁判で評議をするときは、そういう説明もしているんです。逆に、何の手がかりもなく、あるのが検察官の求刑だけという場合、そこから刑を決めるのは雲をつかむような話なんじゃないかなという気がするのですが、いかがですか。

司会者：何年かを決める取っかかりがないと困るという思いはないですか。量刑のグラフはないほうがいいですか。

裁判員経験者 1：落とすところはそのあたりになると思うんですけども、量刑の判断は、やっぱりプロの裁判官でないと難しいと思います。

司会者：事実がどうだったかについては法廷で見聞きしたところを忌憚なくお話

しいただいたけれども、量刑の話になるとどうもよくわからないし、裁判官との感覚とのずれみたいなものを少し感じられた方もいらっしゃったようです。

その点も含めて、疑問でも注文でも結構です。いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：評議に大分時間を費やしたと思うんですね。そのときにふと思ったんですけど、30分でもいいから、裁判官を入れずに裁判員だけでお話をさせていただく場がほしかったなど。そういう場があれば、本音で語り合っていけたんじゃないかと思ったんですけどね。

司会者：なるほど。裁判官がいると、何となく少し発言にブレーキがかかるのかなという感じですよ。

裁判員経験者 1：裁判長がいたら、なかなか本音が出ないんですよ。

司会者：自由闊達に言いたいことを言うというのが、実際は難しかったのかなという事なんですね。

2番さんの事件では、紙を貼り出して、無記名でいろんな意見を出し合えたという話がありましたけども、そういう方法であれば、今のような印象は抱きにくいということですか。

裁判員経験者 2：自分の思いをいっぱい書いて、無記名で張り出すやり方は、すてきな発想だと思うんです。私のところは、最初はともかく、とても自由な感じですごくリラックスできましたから。だから、最初から私はこう思うとかいうんじゃないくて、思いをいっぱい書いて、いっぱい貼って、どなたが言ったかもわからないというのはよかったなと思います。日本人には向いているのではないかと思います。

司会者：恐らく、もっと深くお聞きしたらいろんなことが出るんじゃないかと思うのですが、最後に、裁判員制度の意義を皆様方がどのように捉えられているかについてお聞きして、この場を閉めていきたいと思います。これまでおっしゃられたことの延長でも結構ですし、また別の切り口でも結構です。裁判員裁判を御経験いただいて、裁判員制度の意義というのをどのようにお感じになられたのか、これからのあるべき姿でも結構ですので、お願いできますでしょうか。

か。

裁判員経験者 5：僕ら一般人からしたら、裁判というのは、参加もしないし、テレビで判決しか見ないものです。それを、裁判員制度で一緒に考えていくというのはいいことだと思うんです。だから、それで出た判決が最高裁でひっくり返るとするのはちょっとどうかなと思うだけで、一つの事件に関していろんな意見を出し合って、話し合いをして進めていくというのはいいことだと思うんです、このままいったらいいかなと思います。

司会者：ありがとうございます。

裁判員経験者 4：先ほど言ったとおり、ちょっと疑問が残るところは正直あるのはあるんですけど、決してこの制度が悪いということは全然なくて、このまま続けていけたらいいよねというふうに思っています。もしまた裁判員に選ばれたら、また参加したいなと思っているんですね。裁判員制度の意義として、裁判官もずっとやっていると固定概念というか、考え方が同じになってしまうので、一般市民の意見も必要かなというふうに思っていますので、続けていけたらいいねというふうに思っています。ただ、ちょっと思うのは、裁判員制度が始まって、逆に裁判官や弁護士、検察官の意識がどう変わったのかなというのが気になります。裁判員の話というのはウェブサイトに乗るんですけど、そっちのほうは余り目にすることがないので、そういう意見も聞きたいなというふうに思っています。

司会者：わかりました。ありがとうございます。

裁判員経験者 3：自分の経験として、本当にもう二度とないと思うようないい経験をさせてもらったと思っています。細かい意見とかを聞いてもらえる、そういう場があるというのはすごくいいと思います。

これは質問なんですけど、学校などに裁判官が出向く機会はあるんですか。

司会者：あるんです。ぜひ呼んでください。

裁判員経験者 3：中高の中で1回は裁判員制度のビデオを見たりして進めていったほうが、もっと若い世代にも関心を持ってもらえるのではないかなと、ちょ

っと思いました。

司会者：ありがとうございます。肝に銘じます。

裁判員経験者 2：裁判員制度が始まって、裁判の期間が短くなったのではないかなということと、市民感情をちょっと反映しているのではないかと思います。まだスタートして7年ですので、いろんな模索もあって当たり前です。これから成長していかれると思います。

司会者：模索して精進いたします。

裁判員経験者 1：裁判員ロスになるぐらいですから、間違いなく、充実したひと時を過ごさせていただきました。若い人にぜひ参加してほしいと思います。選任されたら、いろいろとへ理屈を並べずに、まずは参加してみただけなら、人生が変わるかもわかりませんね。間違いなく、暮らし向きがやわらかくなって、少々のことでも人に喧嘩を売るような、腹を立てることが少なくなるような気がしています。大変いい制度です。ぜひ改善すべきことは改善して、末永く続けていってください。

司会者：では、検察官、弁護士、裁判官から、意識の変化の点も含めて一言お願いできますか。

澤本検察官：私は、裁判員制度が始まる時期に検察官に任官して、始まる前も、始まった初期から今までも裁判員裁判を経験しているんですけど、裁判のあり方がすごく変わってきているなというふうに思っています。裁判員制度ができたことを通じて、検察官も、裁判での自分たちの主張のあり方や、立証のあり方、さらには、さかのぼって捜査のあり方というのを考える、見直す機会になっていると個人的には思っております。

まさにその一環として、今日という機会も、今後の自分たちのあり方を考える参考にさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

河端弁護士：今日、皆様のお話の中で、検察官の説明はわかりやすいけども、弁護人の説明はわかりにくいということをお聞きしました。これについて、もっ

とものと、私も含め、弁護士会も努力をしていかないといけないというふうに感じさせていただきました。ありがとうございました。

畑口裁判官：私自身、裁判員制度が始まってからは、裁判に対する考え方、見方というのがらっと変わりました。変わらざるを得なかった。例えば、従来の裁判では、何年もかけて、多くの証人から話を聞いて、山のような裁判書類を裁判官が読み込んで裁判をしていました。ですが、裁判員裁判が始まることによって、一般の人にもわかるようにしなければいけないということで、検察官も弁護人も、我々裁判官も意識改革をしてきた結果、今の裁判は、昔に比べると本当にわかりやすくなっていると思います。先ほどの御意見にもありましたけども、一般の方の意識や感覚が反映されている部分もかなり出てきているなどというふうに思っていますので、今後も、裁判員制度をますます発展させていくことで、皆さんと一緒に協力をしながら、裁判をよりよいものにしていきたいなど思っております。

司会者：私としましても、評議をするたびに、意識改革を迫られているというのを感じます。何で裁判官はそう考えるんですかと聞かれたときに、何で自分はこう考えるんだろうというふうに振り返らざるを得ない。そういう中で、少しずつでも皆さんのほうに近づいていく努力をしなければいけないんじゃないかなと思いつつながら、いつもいつも唸っているというのが実情です。まだまだ精進が足りないなど、こういうふうに思っております。

皆様には、大変貴重な御意見をいただき、どうもありがとうございました。いただいた御意見を糧にして、次回の裁判員裁判から何かを変えていくことができるんじゃないかというふうにも思っております。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、本当にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

以 上